

2021年3月1日

## 吸収合併にかかる事後開示事項

千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1  
イオンモール株式会社  
代表取締役社長 岩村康次

当社は、2020年12月1日付で株式会社OPAとの間で締結した吸収合併契約に基づき、2021年3月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、株式会社OPAを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」という）を行いました。

本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、次のとおりです。

1 吸収合併効力を生じた日  
2021年3月1日

2 吸収合併消滅会社における法定手続の経過に関する事項

(1) 吸収合併をやめることの請求にかかる手続（会社法第784条の2）の経過

OPA株式会社は、当社の完全子会社であったため、本合併をやめることの請求にかかる手続について、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続（会社法第785条）の経過

OPA株式会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続（会社法787条）の経過

OPA株式会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議手続（会社法第789条）の経過

OPA株式会社は、会社法第789条第2項の規定により、2021年1月22日付の官報及び同日付の電子公告において、債権者に対し、本合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申述はありませんでした。

3 吸収合併存続会社における法定手続の経過に関する事項

(1) 吸収合併をやめることの請求にかかる手続（会社法796条の2）の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易吸収合併であるため、本合併をやめることの請求にかかる手続について、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続（会社法第 797 条）の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易吸収合併であるため、反対株主の株式買取請求手続について、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議手続（会社法第 799 条）の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2021 年 3 月 1 日付の官報及び同日付の電子公告において、債権者に対し、本合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申述はありませんでした。

- 4 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項  
当社は、2021 年 3 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社である株式会社 O P A の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。
- 5 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面  
別紙のとおりです。
- 6 会社法第 921 条の変更の登記した日  
2021 年 3 月 1 日
- 7 その他吸収合併に関する重要な事項  
該当事項はありません。

以上